

点検商法

「無料で点検します」などと訪問し、「すぐに直さないと大変なことになる」など不安をあおって、高額な工事や商品を勧めます。

これは、ひどい！
このままだと
大変なことに...

えっ!!

利殖商法

有名企業を装ったりしながら、未公開株や社債などのもうけ話を持ちかけ、多額のお金をだまし取ろうとします。

預金を全部払い
込んだのに、業者と
連絡がとれなくなった。

えっ！
もうがるの!?

××証券ですけど、
元本保証、
高配当で必ず
もうかります...

送りつけ商法

注文していないのに勝手に商品が送られ、料金を請求されます。

お届け物
です。

請求書

注文した覚えは
ないけれど、
誰か頼んだの
がしら...?

あわてて契約せず、複数社から見積りを取りましょう。

ご注意ください ⚠

高齢者の契約トラブル

「お金」「孤独」「健康」などの不安につけこむ

もうけ話などのうまい話には注意しましょう。

注文したものでなければ、受け取りを拒否しましょう。

次々販売

一度契約をすると、次々と販売して過剰な量の契約をさせようとしています。複数の業者が次々と販売する場合もあり、しつこく契約を迫ります。

今日は除湿シートのご案内にきました。

どっさり...

また、勧められた...
もう貯金が無いわ。
どうしよう...

請求書

必要でないものなら
きっぱりと断りましょう。

来月は、健康食品
いかがですか。

通販トラブル

通信販売は、購入した商品がイメージしていたものと違うというトラブルが多く、また、返品の特約をよく確認しなかったために返品できないなどのトラブルがあります。

思っていた商品と
イメージが違うわ。
返品できない
なんて...

素敵だね！
買ってみよう!!

【特約】購入後、
商品の返品・
交換はできません。

商品や契約内容をよく確認してから
申し込みましょう。

困ったときは、一人で悩まず、**気軽に** ご相談ください！

消費生活センターでは、契約上のトラブルなど消費生活に関する相談や解決のための助言やあっせんを行っています。(相模原市に在住・在勤・在学の方を対象に相談をお受けします)

北消費生活センター ☎ 042-775-1770 【JR橋本駅北口イオン橋本店6階】

相模原消費生活センター ☎ 042-776-2511 【JR相模原駅駅ビル4階】

南消費生活センター ☎ 042-749-2175 【市南区合同庁舎3階】

相談日時 月～金 午前9時～正午、午後1時～4時 (北消費生活センターは、土・日、祝日も相談できます。)



インターネットが絡むトラブルも増えています

サクラサイト 商法

有料の出会い系サイトに誘導され、会員になりました“サクラ”から、「お礼にお金をあげるから相談に乗ってほしい」などのメールが届いたのをきっかけにメール交換を続け、多額の利用料を請求されます。

メールのやりとりを続けたが、結局お礼はもらえなかった…。



ワンクリック請求 (不当請求)

パソコンや携帯電話からアダルトサイト等にアクセスしたときに、突然「登録完了」の表示が出て、登録料を請求されます。

無料アダルトサイトで「20歳以上」をクリックしただけなのに…。



架空請求

アダルトサイトや総合情報サイト登録料など利用した覚えのない請求を送りつけ、「裁判所」、「差押え」などの記載で不安をあおり、支払いを迫ります。

身に覚えが無いけど、どうしよう…。



こんなところに 気をつけよう!

- 興味本位でアクセスしない。
- 相手先を簡単に信用しない。
- 相手先の情報は保存する。
- 自分から個人情報を知らせない。

やっぱり解約したい! と思ったらクーリング・オフ

クーリング・オフ制度とは、訪問販売など不意打ち的な取引で契約をしてしまった場合など、一定期間であれば契約を無条件で解除できる制度です。クーリング・オフの手続きは、必ず書面で、郵便局から特定記録郵便か簡易書留扱いで送付します。

クーリング・オフの対象とその期間

| | |
|---------------------------------|------|
| 訪問販売 (SF商法、キャッチセールスなどを含む) | 8日間 |
| 電話勧誘販売 | |
| 特定継続的役務提供 (結婚相手紹介サービス、パソコン教室など) | 20日間 |
| 連鎖販売取引 (マルチ商法) | |
| 業務提供誘引販売取引 (内職商法、モニター商法など) | |

注意!!

一般の店舗での販売、通信販売などクーリング・オフ制度の適用がない場合があります。

被害に遭わないための6か条

周囲の見守りも大切です…

被害に
遭わないためには
どうしたら
いいの?

いらないときは、
はっきり断る

買う前に家族や
友人に相談する

契約書は、内容を
よく確かめる

押印、サイン、
口約束など同意する
時は慎重に行う

お金はすぐに
支払わない

うまい話に
安易にのらない

発行：相模原市 生活安全課 中央区中央2-11-15 ☎042-769-8229

○消費生活に関するご相談は、各消費生活センター(表面参照)で受け付けております。

○消費生活に関する詳しい情報は、市ホームページでご覧いただけます。

市ホームページ > [暮らしの情報](#) > [消費生活](#)